

平成29年度「建設業取引適正化推進月間」の実施について

1. 趣 旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法(昭和24年法律第100号)の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところですが、

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成29年度においても、11月を「建設業取引適正化推進月間」(以下「月間」という。)として、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うものです。

2. 期 間

平成29年11月1日～30日

3. 主 催

九州地方整備局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

4. 実施内容

(1)ポスターの配布・掲示、およびホームページ等を通じた広報

- ① 九州地方整備局本局・事務(管理)所・出張所、および県本庁・土木事務所・市・区・町・村にポスターの配布・掲示等を行います。
- ② 九州地方整備局及び各県のホームページを活用し、取引の適正化に関する普及啓発のため、月間の取組等について広報を行います。
- ③ 各県管内の各建設業関係団体に対して、月間中における取引の適正化に関する取組の周知依頼をするとともに、各取組に関する協力依頼を行います。

(2)建設業者等を対象とした講習会等の開催

九州地方整備局では、熊本県、熊本県建設産業団体連合会とともに、建設業法の周知を目的として、建設業法令遵守講習会を開催いたします。

・日 時	: 11月21日(火) 14:00～16:30
・場 所	: 熊本県熊本市 ホテル熊本テルサ

特に、更なる下請け取引の適正化に向けて本年3月に改訂した「建設業法令遵守ガイドライン」及び「下請契約及び下請代金支払いの適正化並びに施工管理の徹底等について」の重点的な周知を行うものとしします。

また、関係各団体等が主催する講習会・セミナー等において、建設業法の周知を目的とした出前講座を各県と連携して行います。

九州地方整備局では、年間を通じて、出前講座(講師派遣)を行っています。

詳しくは九州地方整備局建政部ホームページをご覧ください。

(http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#suisin)

(3)立入検査等の実施

九州地方整備局と各県合同による、

- ① 大臣許可業者への立入検査を管内全ての県で実施します。
- ② 県知事許可業者への立入検査を管内全ての県で実施します。

立入検査に当たっては、社会保険等の加入状況や法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況、安全衛生経費の負担状況の確認等を併せて実施します。

(4)下請取引適正化推進月間との連携

中小企業庁及び公正取引委員会主催の「下請取引適正化推進月間」事業と連携し、関係機関との合同立入検査による指導等を実施します。